

定例会議資料	令和3年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組について	令和3年6月23日 少年女性安全対策課
<p>1 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 内閣府が定めた青少年の非行・被害防止に関する月間（7月）の実施に伴い、県警察では、高等学校生徒と連携したSNS被害防止の広報啓発活動等を推進するもの。</p> <p>2 最重点課題 ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止</p> <p>3 月間中の県警察の取組</p> <p>(1) インターネット安全利用モデル校事業の推進</p> <p>ア 高校生による注意喚起ポスター作成</p> <p>イ 春野高等学校生徒や大学生ボランティア等が参加する街頭啓発活動</p> <p>ウ 教職員に対する研修 SNS利用に関する研修会の実施</p> <p>(2) 非行防止教室等の実施 少年サポートセンター等によるSNS安全利用等をテーマとするもの</p> <p>(3) 各種啓発活動の強化</p> <p>ア RKCラジオ放送</p> <p>イ 県警Twitterによる広報</p> <p>ウ 県庁正面玄関、フジグラン高知の電子案内板による広報</p> <p>(4) SNS上における性被害防止対策の推進 Twitter上における児童の性被害に繋がるおそれのある不適切な書き込みに対する注意喚起の強化</p>		

定例会議資料	県条例の一部改正について	令和3年6月23日 交通規制課
<p>1 改正条例 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例</p> <p>2 条例改正の趣旨 令和2年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」(国家公安委員会規則)の一部が改正され、視覚障害者の方が使用する通信端末機器に情報を送信する通信装置に関する基準が追加されたことに伴い、本条例の県警察所管である「信号機に関する基準」を一部改正するもの。</p> <p>3 改正内容 第52条第1号ア(信号機に関する基準)に、下線部分(歩行者支援システム“高度化PICS”)を追加するもの。 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下この条において「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)</p> <p>4 歩行者支援システム(高度化PICS) Bluetoothの電波を活用し、スマートフォンに歩行者用信号機の情報振動・音声などで提供し、視覚障害者の方等が安全に交差点を横断できるよう支援するシステムをいう。 スマートフォンに専用の無料アプリ(「信Go」)をダウンロードし、外出の際にアプリを立ち上げておくと、高度化PICSが整備された交差点の半径約30mの範囲に入った時に、スマートフォンが振動し信号機の状態を随時「 方向の信号は青です。」等と音声案内する。</p> <p>5 施行日 公布の日(6月県議会に上程)</p>		